

## 平成 27 年度版 個人市民税・県民税

### ○ 調整控除

平成 19 年度から税源移譲に伴う人的控除の差額を調整するため新たな控除が創設されました。

#### ★人的控除の差額

項目	所得税	住民税	差
基礎控除	380,000	330,000	50,000
配偶者	380,000	330,000	50,000
配偶者(老)	480,000	380,000	100,000
配偶者特別控除(配偶者の合計所得金額38万円超40万円未満)	380,000	330,000	50,000
配偶者特別控除(配偶者の合計所得金額40万円以上45万円未満)	360,000	330,000	30,000
扶(他)	380,000	330,000	50,000
扶(特)	630,000	450,000	180,000
扶(老)	480,000	380,000	100,000
扶(老)同	100,000	70,000	30,000
障害(一)	270,000	260,000	10,000
障害(特)	400,000	300,000	100,000
障害(特)同	350,000	230,000	120,000
カフ(一・夫)	270,000	260,000	10,000
カフ(特)	350,000	300,000	50,000
学生	270,000	260,000	10,000

#### ①合計課税所得金額が 0 円以下の場合

調整控除はありません。

※以下の「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額 です。

#### ②合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次のいずれか小さい金額の 5%

イ：人的控除額の差額の合計

ロ：個人住民税の合計課税所得金額

(計算方法)

例：合計課税所得 100 万円、配偶者扶養の場合

イ：人的控除の差額の合計 = 基礎控除の差 50,000 円 + 配偶者控除の差 50,000 円

= 100,000 円

100,000 円 × 5% = 5000 円

ロ：個人住民税の合計課税所得金額＝1,000,000 円

$$1,000,000 \text{ 円} \times 5 \% = 50,000 \text{ 円}$$

「イ＝5,000 円」と「ロ＝50,000 円」を比較すると「イ」が小額となります。  
よって、イの「5,000 円」が「調整控除」となり、内訳は次のとおりです。

$$\text{市民税の調整控除} = 5,000 \text{ 円} \times 3 / 5 = 3,000 \text{ 円}$$

$$\text{県民税の調整控除} = 5,000 \text{ 円} \times 2 / 5 = 2,000 \text{ 円}$$

### ③合計課税所得金額が200万円超の場合

次のいずれか大きい金額の5%

イ：人的控除額の差額の合計－（合計課税所得金額－200万円）

ロ：5万円

（計算方法）

例：合計課税所得300万円、配偶者扶養の場合

$$\begin{aligned} \text{イ：人的控除の差額の合計} &= \text{基礎控除の差 } 50,000 \text{ 円} + \text{配偶者控除の差 } 50,000 \text{ 円} \\ &= 100,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$[100,000 \text{ 円} - (3,000,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円})] \times 5 \% = \blacktriangle 45,000 \text{ 円}$$

$$\text{ロ：} 5 \text{ 万円} \times 5 \% = 2,500 \text{ 円}$$

「イ＝▲45,000 円」と「ロ＝2,500 円」を比較するとロが大きい数値のため、この場合の調整控除の計は2,500円になります。内訳は次のとおりです。

$$\text{市民税の調整控除} = 2,500 \text{ 円} \times 3 / 5 = 1,500 \text{ 円}$$

$$\text{県民税の調整控除} = 2,500 \text{ 円} \times 2 / 5 = 1,000 \text{ 円}$$